



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成28年3月25日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第49条に基づき川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画に係る法対象条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	川崎市川崎区扇町12番1号 川崎天然ガス発電株式会社 代表取締役社長 新井 修嗣
	法対象事業の名称	川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画
	法対象事業の種類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の増設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇町12番1号 JXエネルギー株式会社川崎事業所の敷地内 対象事業実施区域：約274,400㎡
	法対象事業の目的	電力小売りの全面的な自由化に対応すべく、川崎天然ガス発電所3・4号機を増設
	法対象事業の内容	川崎天然ガス発電所3・4号機 原動力の種類：天然ガスを燃料としたガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式） 出力：各 約65万kW（計 約130万kW）
	法対象事業の施行期間	着手予定：3号機 平成30年後半、4号機 平成31年前半 完了予定：3号機 平成33年前半、4号機 平成33年後半
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年3月25日（金）から 平成28年5月9日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで 神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午前8時30分から午後6時30分まで） 上記期間中、本市ホームページにて標記方法書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 神奈川県川崎県民センター（幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館2階）
	意見書の提出	・縦覧の法対象条例方法書について、環境保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は、個人情報を伏せてその写しを法対象事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成28年5月9日（月） （郵送の場合は、平成28年5月9日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156